

編集委員会規程

昭和 60 年 5 月 15 日制定
平成 14 年 10 月 23 日改定

(総 則)

第 1 条 本規程は、耐火物技術協会定款施行細則第 21 条に基づく編集委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 本委員会は、機関紙及び刊行物の編集並びに発行等に関する会務を担当することを目的とする。

(業 務)

第 3 条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の分科会を置き、業務を行う。

1. 分科会

- (1) 機関誌編集委員会
- (2) 出版物編集委員会

2. 業務

- (1) 機関誌（耐火物・Journal of the Technical Association of Refractories, Japan）の編集
- (2) 出版物の企画立案と編集に関する事項
- (3) 原稿の採否並びに査読に関する事項
- (4) 機関誌及び出版物の刊行に関する事項
- (5) 機関誌の広告に関する事項
- (6) その他に関する事項

(構 成)

第 4 条 本委員会は、編集担当理事が委員長となり、各分科会の正・副委員長をもって構成する。

(分科会)

第 5 条 各分科会の正・副委員長及び委員は、編集担当理事が推薦し、会長が委嘱する。

2. 各分科会の委員長は、それぞれの抄録委員を推薦することができる。

(任 期)

第 6 条 各分科会正・副委員長及び委員の任期は、2 年とし重任を妨げない。なお委員の任期は、原則として 3 期をもって限度とする。

(運営経費)

第 7 条 本委員会の運営に必要な経費は、本会会計から支出する。

(その他)

第 8 条 本規程の施行に必要な事項は、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、常任理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は、平成 14 年 10 月 23 日から実施する。